

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1) 立案の検討	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	移管
		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）			
		③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）			
		(2) 法律案の審査		・法制局提出資料 ・審査録	
		(3) 他の行政機関への協議		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	
		(4) 閣議		・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
		(5) 国会審議		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣府意見案 ・同案の閣議請議書	
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(6) 官報公示その他の公布	30年	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。）
		(7) 解釈又は運用の基準の設定		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
		①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）			
		②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	
		(1) 締結の検討		・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説	
		②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書（二の項ロ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	
		③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（二の項ハ及びニ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析	

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(2) 条約案の 審査	条約案その他の国際約束の案 の審査の過程が記録された文 書（二の項ハ）	20年 （保存期 間満了時 の措置を 廃棄の措 置と定め た文書 （経済協 力関係等 で定型化 し、重要 性がない もの）に ついては 30年）	・法制局提出資料 ・審査録	
		(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書 （二の項ニ）		・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
		(4) 国会審議	国会審議文書（二の項ニ）		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	
		(5) 締結	条約書、批准書その他これら に類する文書（二の項ホ）		・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書	
		(6) 官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書（二の項 ニ）		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	
		(7) (1)から (6)に掲げるも ののほか、条 約その他の国 際約束に係る 重要な経緯	条約その他の国際約束に係る 重要な通知等		・脱退の通知	
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1) 立案の検 討	①立案基礎文書（一の項イ） ②立案の検討に関する審議会 等文書（一の項イ） ③立案の検討に関する調査研 究文書（一の項イ）	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ	移管
		(2) 政令案の 審査	政令案の審査の過程が記録さ れた文書（一の項ロ）		・法制局提出資料 ・審査録	
		(3) 意見公募 手続	意見公募手続文書（一の項 ハ）		・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、 参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及び その理由	
		(4) 他の行政 機関への協議	行政機関協議文書（一の項 ハ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対す る回答	
		(5) 閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書 （一の項ニ）		・5点セット（要綱、政令案、 理由、新旧対照条文、参照条 文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料	
		(6) 官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書（一の項 ト）		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(7) 解釈又は 運用の基準の 設定	①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書（一の 項チ） ②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項 チ）		・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ―― ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	
4	省令その他 の規則の制 定又は改廃 及びその経 緯	(1) 立案の検 討	①立案基礎文書（一の項イ） ②立案の検討に関する審議会 等文書（一の項イ） ③立案の検討に関する調査研 究文書（一の項イ）	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ―― ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ	移管
		(2) 意見公募 手続	意見公募手続文書（一の項 ハ）		・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、 参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及び その理由	
		(3) 制定又は 改廃	省令その他の規則の制定又は 改廃のための決裁文書（一の 項ホ）		・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条 文	
		(4) 官報公示	官報公示に関する文書（一の 項ト）		・官報	
		(5) 解釈又は 運用の基準の 設定	①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書（一の 項チ） ②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項 チ）		・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ―― ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						
5	閣議の決定 又は了解及 びその経緯	(1) 予算に関 する閣議の求 め及び予算の 国会提出その 他の重要な経 緯	①閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文書 （三の項イ） ②予算その他国会に提出され た文書（三の項ハ）	20年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 ―― ・予算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関） ・予算参考資料	移管
		(2) 決算に関 する閣議の求 め及び決算の 国会提出その 他の重要な経 緯	①閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文書 （三の項イ） ②決算に関し、会計検査院に 送付した文書及びその検査を 経た文書（三の項ロ） ③歳入歳出決算その他国会に 提出された文書（三の項ハ）		・決算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料 ―― ・決算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関） （※会計検査院保有のものを除 く。） ―― ・決算書（一般会計・特別会 計・政府関係機関）	

[illegible]

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ） ②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ） ③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ）及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書 ④省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）	10年 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書	移管
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ） ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ） ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ） ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ） ⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）	10年 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・申合せ	移管
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ） ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ） ⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）	10年 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ・通知	移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
10	地方公共団 体に対して 示す基準の 設定及びそ の経緯	基準の設定に 関する立案の 検討その他の 重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ） ②立案の検討に関する審議会 等文書（九の項イ） ③立案の検討に関する調査研 究文書（九の項イ） ④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至る 過程が記録された文書（九の 項ロ） ⑤基準を地方公共団体に通知 した文書（九の項ハ）	10年 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ・基準案 ・通知	移管
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利 義務の得喪 及びその経 緯	(1) 行政手続 法（平成5年 法律第88号）第2条第 8号ロの審査 基準、同号ハ の処分基準、 同号ニの行政 指導指針及び 同法第6条の 標準的な期間 に関する立案 の検討その他 の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会 等文書（十の項） ②立案の検討に関する調査研 究文書（十の項） ③意見公募手続文書（十の 項） ④行政手続法第2条第8号ロ の審査基準、同号ハの処分基 準及び同号ニの行政指導指針 を定めるための決裁文書（十 の項） ⑤行政手続法第6条の標準的 な期間を定めるための決裁文 書（十の項）	10年 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ・審査基準案・処分基準案・行 政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及び その理由 ・審査基準案・処分基準案・行 政指導指針案 ・標準処理期間案	移管
	(2) 行政手続 法第2条第3 号の許認可等 （以下「許認 可等」とい う。）に関す る重要な経緯	許認可等をするための決裁文 書その他許認可等に至る過程 が記録された文書（十一の 項）	10年 （国立公文書館への移管の 措置をとるべきことを定め たものに限る。）又は許認 可等の効力が消滅する日に 係る特定日以後5年	・審査案 ・理由	以下について移管（それ 以外は廃棄。以下同 じ。） ・国籍に関するもの

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(3) 行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分がされる日に係る特定日以後5年	・処分案 ・理由	廃棄
		(4) 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。）の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書（十三の項イ） ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ） ③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書
		(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ） ②審議会等文書（十四の項ロ） ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ） ④裁決書又は決定書（十四の項ニ）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の決裁等について年度ごとに取りまとめたもの
		(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項） ②立案の検討に関する調査研究文書（十の項） ③意見公募手続文書（十の項） ④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項） ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・標準処理期間案	移管

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(2) 許認可等 に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	10年 （国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに 限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に 係る特定日以後5年	・審査案 ・理由	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止、指導・監督等に関するもの
		(3) 不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書 その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分がされる日に係る特定日以後5年	・処分案 ・理由	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等及び公益信託に関するもの
		(4) 補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書（十三の項イ） ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ） ③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの
		(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ） ②審議会等文書（十四の項ロ） ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ） ④裁決書又は決定書（十四の項ニ）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の決裁等について年度ごとに取りまとめたもの
		(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		職員の人事に関する事項				
13	職員の人事に関する事項	(1) 人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	①立案の検討に関する調査研究文書（十六の項イ） ②制定又は変更のための決裁文書（十六の項ロ） ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書（十六の項ハ） ④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書（十六の項ニ）	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・規程案 ・協議案 ・回答案 ・報告書	移管

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(2) 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	①計画の立案に関する調査研究文書（十七の項） ②計画を制定又は改廃するための決裁文書（十七の項） ③職員の研修の実施状況が記録された文書（十七の項）	3 年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・計画案 ・実績	廃棄（ただし、閣議等に関わるものについては移管）
		(3) 職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書（十八の項）	3 年	・申請書 ・承認書	
		(4) 退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書（十九の項）	支給制限 その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	・調書	
		※内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。				
その他の事項						
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ） ②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） ③意見公募手続文書（二十の項イ） ④制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ） ⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案 ・官報の写し	廃棄
		(2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） ②制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）	10 年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
15	予算及び決算に関する事項	(1) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）	10年	- 概算要求の方針 - 大臣指示 - 政務三役会議の決定 - 省内調整 - 概算要求書	以下について移管 ・ 財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。） ・ 財政法第20条第2項の規定による予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・ 上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書
		② 財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ） ③ ①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ） ④ 歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）		- 予定経費要求書 - 継続費要求書 - 繰越明許費要求書 - 国庫債務負担行為要求書 - 予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 - 行政事業レビュー - 執行状況調査	
15	予算及び決算に関する事項	(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）	5年	- 歳入及び歳出の決算報告書 - 国の債務に関する計算書 - 継続費決算報告書 - 歳入徴収額計算書 - 支出計算書 - 歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 - 徴収簿 - 支出決定簿 - 支出簿 - 支出負担行為差引簿 - 支出負担行為認証官の帳簿	以下について移管 ・ 財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。） ・ 財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。） ・ 財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。） ・ 上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書
		② 会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ） ③ 会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ） ④ ①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ） ⑤ 国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）		- 計算書 - 証拠書類 （※会計検査院保有のものを除く。） - 意見又は処置要求 （※会計検査院保有のものを除く。） - 調書	
16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	10年	- 警告決議に対する措置 - 指摘事項に対する措置	移管
		機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項）		- 大臣指示 - 政務三役会議の決定 - 省内調整 - 機構要求書 - 定員要求書 - 定員合理化計画	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
17	独立行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標。以下この項において同じ。）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・中期目標案 ・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書	移管
		(2) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	5年	・報告 ・検査 ・是正措置の要求 ・是正措置	
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案 ・通知 ・評価書 ・評価書要旨 ・政策への反映状況案 ・通知	移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置	
19	公共事業の 実施に関する 事項	直轄事業として実施される 公共事業の事業計画の立案 に関する検討、関係者との 協議又は調整及び事業の 施工その他の重要な経緯	事業終了 の日に係 る特定日 以後５年 又は事後 評価終了 の日に係 る特定日 以後１０ 年のいず れか長い 期間	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨 ・協議・調整経緯 ・実施案 ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨	以下について移管 ・総事業費が特に大規模 な事業（例：100億円以 上）については、事業計 画の立案に関する検討、 環境影響評価、事業完了 報告、評価書その他の重 要なもの ・総事業費が大規模な事 業（例：10億円以上）に ついては、事業計画の立 案に関する検討、環境影 響評価、事業完了報告、 評価書その他の特に重要 なもの ・工事誌	
20	栄典又は表 彰に関する 事項	栄典又は表彰 の授与又ははく奪の重要な 経緯（５の項 （4）に掲げるも のを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく 奪のための決裁文書及び伝達 の文書（二十八の項）	1 0 年	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	以下について移管 ・栄典制度の創設・改廃 に関するもの ・叙位・叙勲・褒章の選 考・決定に関するもの ・国民荣誉賞等特に重要 な大臣表彰に係るもの ・国外の著名な表彰の授 与に関するもの
21	国会及び審 議会等にお ける審議等 に関する事 項	(1) 国会審議 （１の項から ２０の項まで に掲げるもの を除く。）	国会審議文書（二十九の項）	1 0 年	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・請願 ・各政党要求資料	以下について移管 ・大臣の演説に関するも の ・会期ごとに作成される 想定問答
		(2) 審議会等 （１の項から ２０の項まで に掲げるもの を除く。）	①審議会等文書（二十九の 項）	1 0 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言	以下について移管 ・審議会その他の合議制 の機関（部会、小委員会 等を含む。）及び懇談会 等行政運営上の会合に関 するもの
			②審議会等の事務関係		・委員の任免関係 ・開催通知	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
22 文書の管理 等に関する 事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項） （１）常時最新のものに變更される文書 （２）長期にわたり利用する可能性がある文書 （３）先例となるロジに関する文書	常用（無期限）	・環境省ポータル及び環境省ホームページに掲載されている文書（掲載に使用したデータは除く） ・行政文書ファイル管理簿 ・標準文書保存期間基準（保存期間表） ・補助者任命簿 ・法令、訓令、通知等（決裁等個別の意思決定に係るものは除く） ・各種データベース ・各種マニュアル、研修資料 ・各省担当者名簿等の名簿 ・所管法令、訓令、通知等の内容を蓄積したもの ・関係法令、通知一覧（本体のみ集めたもの） ・統計マイクロデータ（調査票情報） ・会議の配席図、案内図等 ・視察やイベントにおける動線	廃棄
		②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	5 年	・受付簿 ・書留郵便物等接受簿 ・使送簿 ・開示請求受付管理簿 ・不服申立受付管理簿	
		③決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	3 0 年	・決裁簿 ・閣議請議文書原簿 ・省令簿 ・告示簿 ・官報掲載訓令簿 ・一般訓令簿 ・官庁報告簿 ・施行簿	
		④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項）	2 0 年	・移管・廃棄簿	移管
		⑤第 2 2 条第 3 項の規定に基づく廃棄の記録	5 年	・保存期間を 1 年未満とする行政文書ファイル等の廃棄の記録	廃棄
		⑥文書管理担当者の指定のための決裁文書	5 年	・指定についての報告	廃棄
		⑦行政文書の点検・監査に関する通知・結果等	5 年	・実施通知 ・監査担当者の指名 ・点検結果 ・監査結果	
		⑧環境省行政文書管理要領に規定する大臣官房総務課長の指定に関する文書	1 0 年	・協議 ・環境省行政文書管理要領第 2 条第 3 号、第 5 号及び別表第 1 に規定する大臣官房総務課長が指定するものについての決裁文書 ・回答	
		⑨文書管理に関する通知等（省内向け）	1 0 年	・決裁文書 ・通知した施行文書及び電子メールの写し	
		⑩移管文書の利用手続	3 年	・決裁文書 ・施行文書の写し	
		⑪各課室から提出された引継確認書	5 年	・引継確認書	
		⑫公文書管理に関する作業依頼	5 年	・作業依頼 ・作業結果	
		⑬文書管理システムに関する文書	5 年	・電子決裁率 ・作業依頼 ・作業結果	
		⑭その他文書管理に関する軽易な事務連絡等	3 年	・一斉廃棄の事務連絡	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
23	法令の規定に基づく勸告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	(1) 法令の規定に基づく他の行政機関等に対する勸告及び当該意思決定に至る過程	①勸告に関する経緯が記録された文書 ②勸告の内容及びその措置結果が記録された文書	30年 ・大臣指示 ・状況の調査 ・勸告 ・措置結果	以下について移管 ・勸告、協議、同意等のうち特に重要なもの
		(2) 法令の規定による他の行政機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程	①他の行政機関等の協議に対する文書（協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。） ②同意等の内容が記録された文書	10年 ・各省への協議案 ・各府省等からの質問・意見 ・各府省等からの質問・意見に対する回答 ・同意書	
		(3) 法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程	①通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書 ②届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書	10年 ・報告、資料提出の求め ・調査計画 ・届出書 ・通知文書 ・報告書 ・提出資料	
24	国際会議に関する事項	国際会議（外国政府との交渉を含む。）に関する重要な経緯	①大臣、副大臣、大臣政務官が出席した国際会議のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	30年 ・発言要領 ・配付資料 ・議事の記録 ・合意文書	移管
			②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。）に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	10年 ・発言要領 ・配付資料 ・議事の記録 ・合意文書	
			③①②以外のもの	10年	廃棄
25	国有財産に関する事項	国有財産の管理	①国有財産台帳及び付属図面	常用（無期限）	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
			②用地取得の経緯が記録された文書	30年	
			③国有財産台帳の価格改定の経緯が記録された文書	10年	
			④国有財産を管理・処分するための決裁文書	使用許可期間終了の日に係る特定日以後5年	
			⑤①から④までに掲げるもののほか、国有財産に関する重要な経緯が記録された文書	5年 5年	
26	物品の管理に関する事項	物品の管理	物品の取得・処分等に関する文書	常用（無期限） 5年	廃棄
				・物品管理簿 ・物品供用簿 ・調達・契約に関する文書 ・不用決定に関する文書 ・物品管理に関する文書 ・金券管理簿	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置	
27 統計調査に 関する事項	統計調査に 関する重要な経 緯	①統計の企画立案に関する経 緯が記録された文書	5 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 要領 ・ 承認申請書	以下について移管 ・ 基幹統計調査の企画に 関する文書及び調査報告 書 ・ 一般統計調査の調査報 告書	
		②統計の承認に関する経緯が 記録された文書		調査規則 で定めて いる期間 又は調査 計画に定 める期間		・ 実施案 ・ 事務処理基準 ・ 調査票
		③統計の実施に関する経緯が 記録された文書				
		④調査票（記録媒体を問わず 実査段階において作成・収集 されたもの）				
		⑤統計の集計結果に関する文 書	20 年	・ 調査報告書		
		⑥統計の二次利用のための調 査票情報文書	永年	・ 調査票情報 ・ 集計結果の作成に活用した統 計及び行政記録情報		
		⑦統計の集計結果の正確性の 検証のための文書				
28 契約に関す る事項	契約に関する 重要な経緯 （1 の項から	契約に係る決裁文書及びその 他契約に至る過程が記録され た文書	契約が終 了する日 に係る特	・ 仕様書案 ・ 協議・調整経緯	廃棄	
29 国際協力・ 国際交流に 関する事項	国際協力・国 際交流	国際協力・国際交流に関する 文書	事業が終 了する日 に係る特 定日以後 5 年	・ 政府開発援助、国際緊急援助 に関する文書	以下について移管 ・ 政府開発援助、国際緊 急援助の基本的な方針、 計画、実施及び評価に関 する文書 ・ 国賓等の接遇に関する 文書のうち重要なもの	
			5 年	・ 国賓等の接遇に関する文書		
30 広報に関す る事項	広報	広報に関する文書	3 年	・ 広報資料、報道発表資料 ・ 年次報告書	移管	
31 職員等の交代に 関する事項	職員等の交代	①政務三役の交代に関する文 書のうち重要なもの	5 年	・ 事務引継書 ・ 政務三役への説明資料	以下について移管 ・ 事務引継書	
		②課長級以上の交代に関する 文書のうち重要なもの	3 年	・ 引継書 ・ 所管事項説明		廃棄
		③①②以外のもの	1 年未満	・ 引継書		
32 環境省の法令立案等 手続の経緯に 関する事項	(1) 法律案の国 会提出	法律案の国会提出の経緯に関 する文書	20 年	・ 官房ヒアリング時の資料 ・ 院内内総ヒア、文書課長等会 議、法制局幹部会等の配布資料 ・ 件名要旨調 ・ 法案調整状況表 ・ 規制の新設審査・特例審査等 ・ 各党法案説明会開催経緯 ・ 法案説明会発言メモ ・ 根回し資料等 ・ 閣議後会見発言・想定	移管	
	(2) 法令審査	①法律及び政令の審査経緯に 関する文書 （法律・政令所管部局におい て保管されている文書の写 し）	20 年	・ 法制局部長了となった時点の 提出資料 ・ 案文、理由、新旧、用例集、 説明資料（法制局に提出したも の）、要綱、参照条文（縦打 ち）、説明要旨、提案理由説 明、あらましのセット版 ・ 法制局審査録	廃棄	
		②省令の概要	10 年	・ 公布日前後に法制局に提出す る省令の概要	廃棄	
33 環境省が主 請議となる 閣議請議に 関する事項	閣議請議	閣議請議に関する文書の写し 等	5 年	・ 閣議請議書副本	廃棄	
34 出張に関す る事項	出張及び旅費 の支給	①旅行命令及び旅費の支給に 関する文書	5 年	・ 旅行命令に関する文書 ・ 旅費請求に関する文書 ・ 旅費支払に関する文書	廃棄	
		②その他出張に関する文書	3 年	・ 公用旅券の発給請求 ・ 海外出張のための便宜供与依 頼 等		

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置		
35	職員の人事 に関する事 項（13の項 に掲げるも のを除く）	職員の人事	5 年	①倫理に関する文書	・贈与等報告書 ・株取引等報告書 ・所得等報告書等 ・利害関係者との飲食届出書 ・講演等に対する報酬受領承認 申請書 ・倫理監査官への相談所	廃棄	
				②非常勤職員に関する文書	・採用に関する文書 ・意向調査票 ・現状調査表 ・各種証明書の発行		
				③記章に関する文書	・交付に関する文書 ・返納に関する文書		
				④給与に関する文書	・給与明細の写し ・納入告知書発行申請に関する 文書 ・過年度支出依頼に関する文書 ・超過勤務に関する文書 ・各種証明書の発行		
				⑤共済組合、社会保険関係の 文書	・組合証に関する文書 ・助成に関する文書 ・標準報酬に関する文書 ・健康保険、雇用保険に関する 文書		
			3 年	⑥職員の講演等に関する文書	・依頼に関する文書 ・受諾に関する文書		
				⑦職員の用務以外での海外渡 航に関する文書	・海外渡航承認申請書 ・承認に関する文書		
				⑧旧姓使用に関する文書	・旧姓使用申出書 ・旧姓使用の通知に関する文書 ・旧姓使用中止届		
				⑨児童手当に関する文書	・児童手当の支給に関する文書		
				⑩インターンに関する文書	・インターン受入れに関する文 書		
				1 年未満	⑪課内の人事異動に関する文 書		・人事異動内示書
					⑫福利厚生に関する文書		・財形貯蓄、健康診断、宿舍貸 与等に関する文書

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
			⑬人事院規則１－３４に定め る人事管理文書	人事院規 則に定め る期間	・勤務時間報告書（５年） ・出勤簿（５年） ・休暇簿（３年） （特別休暇のうち、介護時間と 介護休暇の休暇簿は、勤務時間 法第二十条第一項に規定する一 の継続する状態ごとの指定期間 （当該状態ごとにその指定が三 回に達し、又はその期間が通算 して六月に達したものに限 る。）の末日（同日が到来する 前に当該介護休暇に係る要件に 該当しないこととなった場合に あつては、その該当しなくなっ た日）の翌日に係る特定日以後 三年）	
					・通勤手当・住居手当・扶養手 当・単身赴任手当に係る届及び 認定簿（要件を具備しなくなる 日に係る特定日以後５年） ・フレックスタイムの申告・割 振り簿（３年） ・特殊勤務実績簿及び特殊勤務 手当整理簿（６年） ・管理職員特別勤務実績簿及び 管理職員特別勤務手当整理簿 （６年） ・転出職員の勤務時間報告書 （１年） ・超過勤務等命令簿（６年） ・育児休業の承認に関する文書 （育児休業等が終了する日の翌 日に係る特定日以後３年） 等	
			⑭身分証明書等に関する文書	５年	・立入検査証	
36	公印の管理 に関する事 項	公印の管理	①公印の制定・改刻・廃止に 関する記録	３０年	・公印の制定・改刻・廃止に関 する届出	廃棄
			②公印の印影の印刷に関する 記録	３年	・公印の印影の印刷の申請に関 する文書 ・公印の印影の印刷の承認に関 する文書	
37	環境省の後 援等の名義 の使用に関 する事項	環境省の後援 等の名義の使 用	環境省の後援等の名義の使用 に関する文書	５年	・申請書 ・承認に関する文書 ・報告書	廃棄
38	情報公開及 び個人情報 保護に関す る事項	(1) 情報公開	開示請求に関する文書	５年（審 査会への 諮問に関 する文書 は１０ 年）	・開示請求 ・審査請求 ・審査会への諮問	廃棄

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(2) 個人情報保護	① 個人情報保護に関する文書	常用（無 期限） 5 年（審 査会への 諮問に関 する文書 は 10 年）	・ 個人情報ファイル簿 ・ 保護管理者等の指定 ・ 開示請求 ・ 訂正請求 ・ 利用停止請求 ・ 審査請求 ・ 審査会への諮問 ・ 監査・点検	
			② 行政機関等匿名加工情報に関する文書	5 年（提 案に係る 契約を締 結する場 合は、当 該契約が 終了する 日に係る 特定日以 後 5 年）	・ 提案の募集 ・ 提案書の審査 ・ 第三者意見書提出機会の付与 ・ 提案に係る契約の締結及び解除	
			③ 個人情報ファイル	常用（無 期限）	・ 産業廃棄物行政情報システム で管理する個人情報ファイル	
39	政務の記者 会見等の記 録に関する 事項	政務の記者会 見等の記録	記者会見用発言要旨、想定問 答	1 年	・ 記者会見用発言要旨、想定問 答	廃棄
40	陳情・相談 に関する事 項	陳情・相談	① 陳情・相談に関する文書	1 年	・ 要望書 ・ 想定問答 ・ 相談に関するもののうち、重 要なもの	廃棄
			② ①以外のもの	1 年未満	・ 相談に関するもののうち、簡 易なもの	
41	会議に関す る事項（前 項までに掲 げるものを 除く）	会議	① 主催する会議に関する文書	5 年	・ 会議資料 ・ 出席者名簿	廃棄
			② 政党等が主催する会議案内	2 年	・ 会議案内	
			③ 他省庁等が主催し、環境省 が構成員となっている会議に 関する文書	5 年	・ 会議資料	
			④ 上記以外の軽易な会議に関 する文書	1 年未満	・ 会議資料	
42	官報の掲載 に関する事 項（前項ま でに掲げる ものを除く）	官報掲載	官報掲載文書	3 年	・ 官報原稿の送付に関する文書 ・ 印刷誤り・原稿誤りに関する 文書	廃棄
43	所管する業 務に関する 事項（前項 までに掲げ るものを除 く）	所管する業務	① 所管する業務に関する照 会・通知等に関する文書（軽 易なものを除く）	5 年	・ 照会・依頼に対する回答 ・ 通知 ・ 事務連絡	廃棄
			② 所管する業務に関する照 会・通知等に関する文書のう ち軽易なもの	1 年未満	・ 照会・依頼に対する回答 ・ 通知 ・ 事務連絡	
44	他の行政機 関等が所管 する業務に 関する事項 （前項まで に掲げるも のを除く）	他の行政機関 等が所管する 業務	① 他の行政機関等が所管する 業務に関する照会・通知等 に関する文書（軽易なものを 除く）	5 年（他 の行政機 関等が定 めた保存 期間に準 じる必要 がある場 合は、そ の期間）	・ 照会・依頼に対する回答 ・ 通知 ・ 事務連絡	廃棄
			② 他の行政機関等が所管する 業務に関する照会・通知等 に関する文書のうち軽易なもの	1 年未満	・ 引用法令照会 ・ 照会・依頼に対する回答 ・ 通知 ・ 事務連絡	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
43 45	署名等がなく なく接受・配布・登録を省略した文書に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	接受・配布・登録を省略した文書	1 年未満		廃棄
45 46	タクシー乗車に関する事項	タクシー乗車に関する文書（2012年8月28日付け「タクシー乗車券の取扱いについて」参照）	1 年	・使用後タクシー乗車券控 ・受払簿 ・使用整理簿	廃棄
46 47	研修等の実施に関する事項	(1) 各係の所掌に係る研修の実施 (2) 各係の所掌に係るマニュアル整備	1 年未満 1 年未満	・研修配布資料 ・実施準備に関する資料 ・職員向け利用マニュアル	廃棄 廃棄
48	セキュリティ対策マニュアルに基づく申請等に関する事項	セキュリティ対策マニュアルに基づく申請・登録等に関する文書	申請・登録等による効力が消滅する日に係る特定日以後 5 年	・環境省支給以外の端末利用申請書／終了届 ・ソーシャルメディアサービス利用申請書 ・ソーシャルメディアサービス運用規則 ・ソーシャルメディアサービス運用方針等	廃棄

備考
一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書 8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議 9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議 10 特定日 第 1 4 条第 1 2 項（施行令第 8 条第 9 項）の保存期間が確定することとなる日（1 9 の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該確定することとなる日から 1 年以内の日であって、4 月 1 日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日） 二 組織の新設・改正・廃止の場合など、所掌業務に変更があった場合には、この保存期間表を速やかに改定する。 三 この保存期間表の改定にあたっては、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び環境省行政文書管理規則の規定を参酌し、所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
四 東日本大震災に関する行政文書ファイルについては、「東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて」（平成２４年４月１０日府公第８６号内閣府大臣官房公文書管理課長）及び「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて」（平成２４年６月１８日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館）に基づいて、保存期間満了時の措置等の判断を行うものとし、歴史的緊急事態（新型コロナウイルス感染症対応）に関する行政文書ファイルについてもこれに準じて判断を行うものとする。					
五 環境省行政文書管理規則第１４条に基づき、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改定した場合には公表されている保存期間表の更新を行う。					
六 内閣官房令・人事院規則等、他府省庁等が別途定める規定（保存期間）が存在する場合は、それぞれの規定（保存期間）に従うものとする。					